

特定空家の略式代執行を実施

積雪の影響により細越1丁目の特定空家の損壊が進行し、隣接する家屋への倒壊など危険性が高い状況となっているとともに、措置すべき所有者がいないことから、危険な状況を解消し周辺住民等の安全を確保するために、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき略式代執行を実施します。

1. 当該特定空家の状況

① 物件概要

- ・所在地 細越1丁目地内
- ・家屋所有者 確知できず（所有者は死亡し親族は相続放棄）
- ・建物概要 木造2階建て 昭和6年建築 延床面積：188.12 m²
- ・土地 借地

② これまでの経緯

- ・平成27年4月 特定空家認定 ※認定後、関係者に対応の依頼を行ってきた
- ・令和4年3月 緊急安全措置実施（道路に隣接する破損ガラス戸の応急処置）
- ・令和7年2月 積雪の影響により損壊が進行。特に建物の一部の損壊が激しく、隣接家屋に傾斜している状況

2. 略式代執行の概要

- ① 法的根拠 「空家等対策の推進に関する特別措置法」第22条10項

- ② 執行内容 特定空家の建物全体の除却

③ 実施理由

- ・相続放棄により所有者の確知ができず、勧告・命令の対象者が不在であること。
- ・「緊急安全措置」（損傷危険個所の補強・一部除却等）を検討したが、損壊が著しいため補強などによる対応が困難であること、土地の形状や近隣住宅の状況から建物一部除却が困難であり実施に一定の経費・時間が必要となること、また仮に一部除却しても残る建物部分が隣接する人家や道路に対する危険な状態は続き、いずれ建物全体の除却が必要と考えられることから、略式代執行の実施を判断。

- ④ 事業費 工事費（除却費等）：4,600 千円

⑤ スケジュール

- ・3月21日 市議会議決
- ・4月4日～5月5日 公告（官報に掲載）
…期限までに所有者等により措置（建物の除却）が行われない場合、市長等が措置を講じることや、動産の取扱いについて告知
- ・5月上旬～6月中旬 除却工事（工期：1カ月半の予定）